

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営の安定を図ります ～ 経営所得安定対策 ～

1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆等）について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付します。

（1）交付対象者

○ 全ての販売農家、集落営農

※ 27年産からは、法整備を経て、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に実施する予定です（いずれも規模要件は課しません）。

（2）支払方法

○ 数量払を基本とし、面積払（営農継続支払）をその内金として支払います。

（3）数量払

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の
出荷・販売数量

② 交付単価

全算入生産費をベースに算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との
差額分を単位数量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定
します。

※ 営農継続支払を受けた方には、その交付額を控除して支払います。

（4）営農継続支払

① 交付対象面積

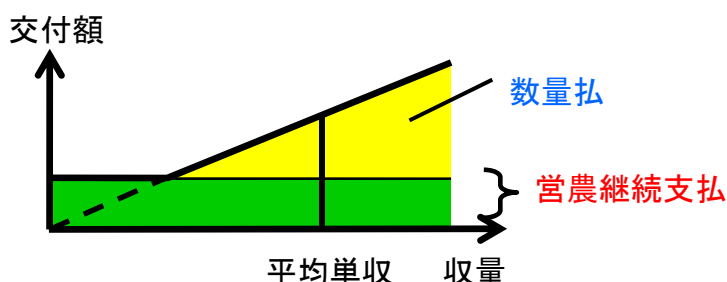
26年産は、従前どおり前年産の生産面積に基づき支払います。

※ 27年産からは、当年産の作付面積に基づき支払う予定です。

② 交付単価

交付単価 **2.0万円 / 10a**（そばについては1.3万円/10a）

数量払と面積払（営農継続支払）の関係



数量払の交付単価

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

※ そばについて、26年産は未検査品を、27年産は規格外品を支援の対象から外します。

小麦

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,410円	5,910円	5,760円	5,700円	5,250円	4,750円	4,600円	4,540円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,190円	4,770円	4,650円	4,600円	4,330円	3,910円	3,780円	3,730円
六条大麦 (50kg当たり)	5,860円	5,440円	5,310円	5,260円	4,830円	4,410円	4,290円	4,240円
はだか麦 (60kg当たり)	7,650円	7,150円	7,000円	6,910円	6,080円	5,580円	5,430円	5,350円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	12,520円	11,830円	11,150円
特定加工用大豆	10,470円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.3度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	+62円	7,260円	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するショ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%ごと)	19.5%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	+64円	12,840円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等	規格外
そば	14,700円	13,990円	13,190円	9,980円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

注：27年産からは規格外について支援の対象から除外

なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	9,850円	9,110円

2 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティーネットとして実施します。

(1) 交付対象者

- 認定農業者・集落営農のうち一定規模以上の者

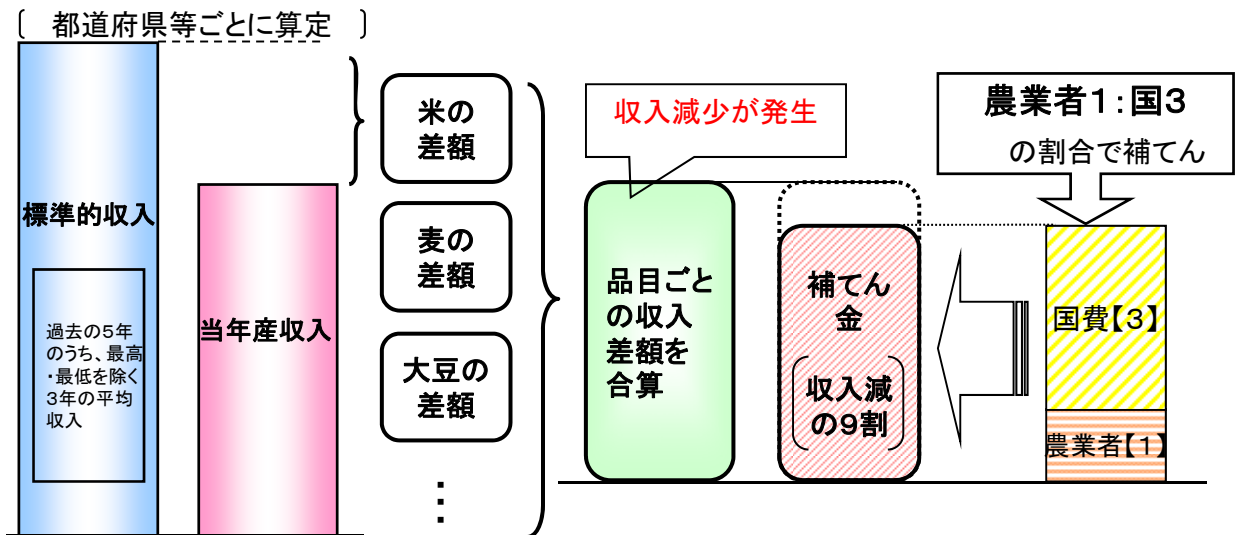
※ 27年産からは、法整備を経て、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に実施する予定です（いずれも規模要件は課しません）。

(2) 交付対象品目

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(3) 補てん額

- 当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。



認定農業者になりましょう

- 認定農業者制度は、農業者が自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市町村が認定する制度です。
- 自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、年齢や経営規模の大小を問わず、どなたでも認定を受けることができますので、是非、認定農業者になりましょう。

3 ナラシ移行のための円滑化対策（26年産限り）

平成26年産において規模要件が残る収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入できない者の27年産からのナラシへの移行を円滑に進めるため、平成26年産に限り、予算措置で、農業者の拠出を求めずに対策を実施します。

(1) 交付対象者

26年産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者

(2) 交付対象品目

米

(3) 補てん額

26年産のナラシ対策で米の補てんが行われる場合は、**ナラシ対策の国費分相当の5割を交付**します。**農業者の拠出は求めません。**

4 米の直接支払交付金（定額部分）（7,500円/10a）

米については、諸外国との生産条件格差から生じる不利はなく、構造改革にそぐわない面があることから、**26年産から単価を7,500円/10aに削減**した上で、平成29年産までの時限措置として実施します（**平成30年産から廃止**）。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標（面積換算値）に従って、販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

(2) 交付対象面積

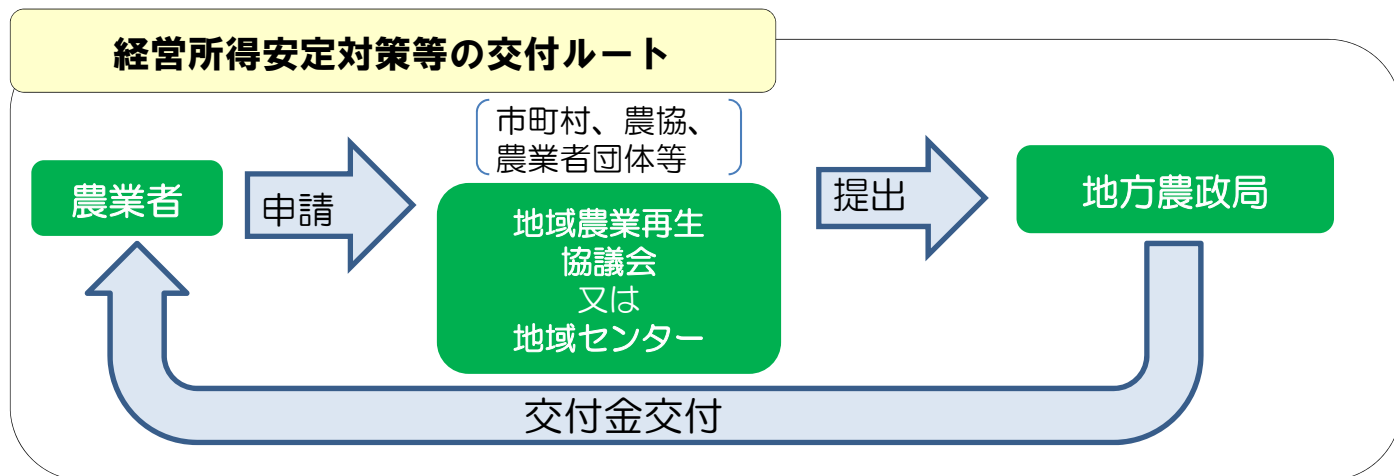
主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定

5 米価変動補填交付金（変動部分）（26年産から廃止）

米価変動補填交付金については、生産者の負担（拠出）がないなど、生産者のモラルハザードとなるおそれがあり、また、米価変動に対する影響緩和対策としては、従来から、生産者拠出を伴うナラシ対策があることから、**26年産から廃止**し、ナラシ対策で対応します。

なお、**25年産**については、**従来どおり**当年産の販売価格（出回りから26年3月までの平均価格）が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を補填します。

経営所得安定対策等の交付ルート



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に ☎ 0120-38-3786 までお電話ください。
（※ 最寄の地方農政局、地域センター、農業再生協議会（市町村、JA等）にもお気軽にご相談ください。）